

大麻生中学校いじめ防止対策マニュアル

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく、感性豊かに、そして意図的な教育を進めます。

いじめの判断・・・いじめられた児童生徒の立場に立つて行う

★いじめは人間として絶対に許されない！

★何があっても絶対に死んではいけない！

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義（H25. 6）】

- ① 一定の人間関係のある者から
- ② 心理的、物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受け
- ③ 心身の苦痛を感じているもの

いつでも、どこでも、事があれば、

「先生方は、すぐに自分たちのために動いてくれる。」



学校いじめ防止対策協議会

校長 教頭 教務主任 学年主任
生徒指導主任 教育相談主任
相談員 スクールカウンセラー
学校運営協議会委員 PTA代表
スクールソーシャルワーカー

いじめ発見

関係機関との連携

情報提供

緊急職員会議

市教委への速報

【重大事態への対処】 市いじめ問題対策連絡協議会

誰が、誰に対して、どう動くのかを全員で確認し毅然とした態度で対応

*管理職を含め全員で「いじめ解消のための具体策」を策定 指導・助言

市長への報告
事実確認調査

絶対に守ってあげる

いじめられた生徒へ

- ・身体的安全確保
- ・学習環境の確保
- ・安心して話せる人間関係
- ・学校以外の関係諸機関（紹介）

※情報の管理
※窓口一本化
〔管理職〕
※感染防止策
※「3減運動」
※小中の連携の推進

いじめた生徒へ

- ・人権を尊重しながら事実確認
 - ・いじめは絶対に許されない
 - ・素直に認められる人間関係
- ・場合によって出席停止

◎生徒の内面まで入り込めるような信頼関係の構築（道徳教育の充実・学級経営・部活指導）

- 1 生徒の話をしっかり聴く（情報の収集・親身になった傾聴姿勢・共感的理解）SSTスキル教室
- 2 保護者との連携（場合によっては保護者への指導）PTAや地域、関係機関との連携
- 3 友人関係の調整、学級経営の見直しと改善、自己指導能力の育成

いじめ解消 事後観察 支援

◎解消した後も卒業まで支援を！



学校評価

生徒指導マニュアルの活用
（いじめ防止対策マニュアル）